



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年5月7日火曜日 第1353号

◇ 目 次 ◇ 告 示

知事印（専用公印）の廃止.....	565
知事印（専用公印）の新設.....	565
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	566
土地改良区役員就退任の届出（4件）.....	566
土地改良区の定款変更の認可.....	567
新たな土地改良事業の施行の認可（6件）.....	567
土地改良区連合役員就退任の届出.....	567
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（11件）.....	568
町営土地改良事業の施行の同意.....	569
市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	569
ふ化業者の登録.....	569
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	570
公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）.....	570
基本測量の実施の通知.....	572
道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....	573
開発行為に関する工事の完了.....	573
道路の位置の指定.....	573

公 告

スクールバスの購入.....	573
----------------	-----

公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示.....	574
---------------------	-----

公営企業告示

落札者等の告示.....	575
--------------	-----

公営企業公告

土地の売払い.....	576
-------------	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（2件）.....	576
-----------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第923号

次に掲げる専用公印は、平成14年3月31日限り、廃止した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

種別	管守場所	数	専用区分
知事印	西条地方局伊予三島出張所	1	狩 獵 免 状 用
	西条地方局丹原出張所	1	
	松山地方局久万出張所	1	
	八幡浜地方局大洲出張所	1	

所	八幡浜地方局宇和出張所	1	
所	宇和島地方局御荘出張所	1	
所	宇和島地方局御荘出張所	1	漁船登録、小型船舶船籍票交付、指定漁船調書確認用
所	宇和島地方局御荘出張所	1	漁 業 許 可 用
林業試験場	1	1	林業試験場研修室使用許可用
緑化センター	1	1	緑化センター使用許可用

○愛媛県告示第924号

愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）第6条の規定により、知事印（専用公印）を次のとおり新設した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	西条地方局 松山地方局 八幡浜地方局 宇和島地方局	狩獵免状 用	平成14年 4月1日
	宇和島地方局	漁船登録、 小型船舶 船籍票交 付、指定 漁船調書 確認用	平成14年 4月1日
	宇和島地方局	漁業許可 用	平成14年 4月1日
	林業技術センタ ー	林業技術 センター 施設使用 許可用	平成14年 4月1日

○愛媛県告示第925号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成14年4月2日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「4厘」を「6厘」に改める。

○愛媛県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清	新居浜市横水町13番17号
"	井 上 勝 秋	新居浜市政枝町二丁目6番13号
"	尾 崎 幸 久	新居浜市中村松木一丁目4番14号
"	西 原 一 雄	新居浜市土橋一丁目3番18号
"	神 野 唯 男	新居浜市中村一丁目10番36号
"	神 野 眺 一	新居浜市本郷二丁目6番8号
"	西 原 力	新居浜市本郷一丁目8番41号
監 事	津 乘 運 弘	新居浜市土橋二丁目5番33号
"	真 鍋 正 幸	新居浜市中村一丁目6番36号
"	大 塚 晟 充	新居浜市滝の宮町6番16号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 崎 幸 久	新居浜市中村松木一丁目4番14号
"	藤 田 明	新居浜市中村松木一丁目9番21号
"	土 岐 清	新居浜市横水町13番17号
"	岩 佐 義 一	新居浜市本郷一丁目16番17号
"	谷 隆 弘	新居浜市中村二丁目3番43号
"	山 下 正 夫	新居浜市本郷一丁目6番2号
"	西 原 一 雄	新居浜市土橋一丁目3番18号
"	神 野 幾 一	新居浜市滝の宮町4番27号
"	荒 井 眞 逸	新居浜市政枝町二丁目4番44号
"	神 野 知 之	新居浜市本郷二丁目7番20号
"	神 野 眺 一	新居浜市本郷二丁目6番8号
監 事	近 藤 秋 義	新居浜市横水町11番12号
"	尾 崎 昭 夫	新居浜市中村松木一丁目4番19号
"	神 野 廣 秋	新居浜市本郷一丁目5番25号

○愛媛県告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	鈴 木 勝 美	新居浜市喜光地町二丁目1番23号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	星 加 一 義	新居浜市喜光地町一丁目1番35号

○愛媛県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 眺 一	新居浜市本郷二丁目6番8号
"	矢 野 秋 好	新居浜市宮西町1番29号
"	坂 本 茂 久	新居浜市滝の宮町4番13号
"	尾 崎 信 男	新居浜市港町1番9号
監 事	津 乘 運 弘	新居浜市土橋二丁目5番33号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 文 二 郎	新居浜市西町3番9号
"	尾 崎 幸 久	新居浜市中村松木一丁目4番14号
監 事	尾 崎 昭 夫	新居浜市中村松木一丁目4番19号

○愛媛県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	丹 洋 嗣	西条市氷見丙42番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 護	西条市禎瑞1982番地

○愛媛県告示第 930 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 931 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町中地区）の施行を平成14年4月24日認可した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 932 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市中央土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上石床地区）の施行を平成14年4月24日認可した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 933 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市松柏土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩村地区）の施行を平成14年4月24日認可した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 934 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市松柏土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・横尾地区）の施行を平成14年4月24日認可した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 935 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、宇摩郡土居町中村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下出下地区）の施行を平成14年4月24日認可した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 936 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下北川地区）の施行を平成14年4月24日認可した。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 937 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、大明神川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	行 本 照 義	東予市福成寺甲123番地の 2
"	山 内 一 雄	東予市福成寺甲272番地の 2
"	日 和 佐 勝	東予市大野264番地
"	目 見 田 伸	東予市旦之上甲955番地の 1
"	茎 田 元 近	東予市三芳947番地の 2
"	日 浅 清	東予市楠甲877番地の 1
"	武 田 明 美	東予市楠甲1331番地の 1
"	行 元 勝 正	東予市三芳199番地
"	山 内 賢 二	東予市実報寺甲245番地
"	木 原 光 教	東予市実報寺甲518番地の 2
"	黒 瀬 一 弘	東予市大野313番地
"	飯 尾 順 一	東予市大野131番地
監 事	青 野 道 男	東予市三芳1110番地
"	松 本 忠	東予市福成寺甲48番地
"	松 木 明 吉	東予市河原津乙 3 番地の31

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	行 本 照 義	東予市福成寺甲123番地の 2
"	菅 好 伸	東予市実報寺甲893番地
"	飯 尾 一 文	東予市大野127番地
"	山 内 一 雄	東予市福成寺甲272番地の 2
"	飯 尾 満	東予市大野310番地の 1
"	日 和 佐 勝	東予市大野264番地
"	在 間 進	東予市大野282番地
"	目 見 田 伸	東予市旦之上甲955番地の 1
"	茎 田 元 近	東予市三芳947番地の 2
"	山 内 友 行	東予市三芳1057番地の 9
"	日 浅 清	東予市楠甲877番地の 1
"	武 田 明 美	東予市楠甲1331番地の 1
監 事	木 原 貢	東予市実報寺甲594番地

"	青 野 道 男	東予市三芳1110番地
"	村 上 貞 雄	東予市楠甲293番地の 2

○愛媛県告示第 938 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・谷之内下地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 939 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、松山市北梅本町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・北池地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 940 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・堀越地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 941 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を定

めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・土居之奥下地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 942 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、伊予市上野地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・長尾上地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第 943 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、伊予市上吾川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・武ノ宮地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第 944 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、伊予市稲荷及び米湊地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・両池地区）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第 945 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、伊予市宮下地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・惣津地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第 946 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、温泉郡重信町大字上林地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農道用道路整備事業・上林地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第 947 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、温泉郡重信町大字上林地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・上林地地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第 948 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、温泉郡重信町大字上林地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・上林地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 5月 8日から 6月 4日まで
- 3 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第 949 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鈍川長通り地区）の施行に平成14年 4月24日同意した。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 950 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、北条市から協議のあった市営土地改良事業（土地改良総合整備事業・横谷地区）の計画の変更に平成14年 4月24日同意した。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 951 号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
14第 1 号	平成14年 5月 1日	県農えひめフレッシュフーズ株式会社 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771- 18	県農えひめフレッシュフーズ株式会社ふ卵場 伊予郡松前町大字中川原新開82番地

○愛媛県告示第952号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成14年4月2日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表3の項利子補給率の欄及び同表7の項同欄中「4厘」を「6厘」に改める。

○愛媛県告示第953号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、関前村役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

関前村

越智郡関前村大字岡村甲732番地

代表者 村長 池田深

越智郡関前村大字岡村甲666番第1

2 埋立区域

(1) 位置

ア 1工区

越智郡関前村大字大下乙485番1地先公有水面

イ 2工区

越智郡関前村大字大下乙485番1地先から同所甲1346番3地先までの公有水面

(2) 区域

ア 1工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.85メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡関前村大字大下乙485番1地先に設置された金属鋳）は、北緯34度11分39秒、東経132度55分08秒の地点

1点は、基点から真北164度01分17秒42.90メートルの地点

2点は、1点から真北234度14分38秒4.15メートルの地点

3点は、2点から真北332度14分29秒6.55メートルの地点

4点は、3点から真北342度26分12秒6.09メートルの地点

5点は、4点から真北354度05分54秒6.84メートルの地点

6点は、5点から真北6度25分26秒6.81メートルの地点

7点は、6点から真北20度25分27秒1.22メートルの地点

8点は、7点から真北100度12分12秒4.64メートルの地点

イ 2工区

次の9点から32点までを順次直線で結んだ線並びに32点と9点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.85メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡関前村大字大下乙485番1地先に設置された金属鋳）は、北緯34度11分39秒、東経132度55分08秒の地点

9点は、基点から真北110度48分10秒14.19メートルの地点

10点は、9点から真北300度26分05秒2.45メートルの地点

11点は、10点から真北45度11分22秒7.49メートルの地点

12点は、11点から真北48度08分04秒5.19メートルの地点

13点は、12点から真北53度46分51秒5.25メートルの地点

14点は、13点から真北56度06分15秒16.75メートルの地点

15点は、14点から真北51度27分18秒4.83メートルの地点

16点は、15点から真北34度37分36秒4.82メートルの地点

17点は、16点から真北18度25分39秒4.83メートルの地点

18点は、17点から真北1度36分30秒4.85メートルの地点

19点は、18点から真北1度31分35秒6.23メートルの地点

20点は、19点から真北13度54分15秒6.21メートルの地点

21点は、20点から真北25度24分27秒6.13メートルの地点

22点は、21点から真北37度47分45秒6.09メートルの地点

23点は、22点から真北39度46分58秒5.47メートルの地点

24点は、23点から真北35度33分31秒5.44メートルの地点

25点は、24点から真北31度25分04秒5.50メートルの地点

26点は、25点から真北27度16分57秒5.46メートルの地点

27点は、26点から真北23度02分27秒5.43メートルの

地点

28点は、27点から真北18度48分15秒5.49メートルの

地点

29点は、28点から真北16度23分32秒20.64メートルの

地点

30点は、29点から真北16度32分07秒20.75メートルの

地点

31点は、30点から真北13度06分04秒6.21メートルの

地点

32点は、31点から真北6度52分44秒4.53メートルの

地点

(3) 面積

1 工区 145.63平方メートル

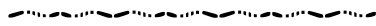
2 工区 707.16平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年2月27日 愛媛県指令河第3号

4 しゅん功認可年月日

平成14年5月7日



○愛媛県告示第954号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

八幡浜市大字合田2140番12から同1911番9に至る地先公有水面

(2) 区域

次の67点から55点までを順次直線で結んだ線、55点と67点を結ぶ昭和43年7月24日付け愛媛県指令河第723号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.94メートルにより決定)により囲まれた区域ただし、56点から66点までを順次直線で結んだ線、66点と56点を結ぶ昭和43年7月24日付け愛媛県指令河第723号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.94メートルにより決定)により囲まれた区域を除く区域

基点(佐島灯台)は、北緯33度26分22.246秒、東経132度21分40.400秒の地点

67点は、基点から真北88度15分31秒5.012.375メートルの地点

25点は、67点から真北318度05分20秒10.419メートルの地点

26点は、25点から真北228度05分14秒19.999メートルの地点

27点は、26点から真北228度32分38秒14.392メートルの地点

28点は、27点から真北315度36分48秒1.255メートルの地点

29点は、28点から真北230度17分42秒4.199メートルの地点

30点は、29点から真北315度00分00秒0.395メートルの地点

31点は、30点から真北231度20分49秒1.337メートルの地点

32点は、31点から真北227度40分35秒2.786メートルの地点

33点は、32点から真北136度53分34秒2.076メートルの地点

34点は、33点から真北228度24分23秒17.258メートルの地点

35点は、34点から真北228度05分14秒59.998メートルの地点

36点は、35点から真北228度04分57秒5.800メートルの地点

37点は、36点から真北228度06分04秒1.060メートルの地点

38点は、37点から真北228度05分18秒13.139メートルの地点

39点は、38点から真北228度53分19秒20.001メートルの地点

40点は、39点から真北138度02分36秒0.280メートルの地点

41点は、40点から真北228度00分18秒1.148メートルの地点

42点は、41点から真北318度09分29秒1.964メートルの地点

43点は、42点から真北228度14分02秒4.200メートルの地点

44点は、43点から真北318度14分23秒0.601メートルの地点

45点は、44点から真北228度13分21秒4.000メートルの地点

46点は、45点から真北134度14分56秒2.428メートルの地点

47点は、46点から真北225度59分59秒4.418メートルの地点

48点は、47点から真北227度51分25秒6.457メートルの地点

49点は、48点から真北226度54分56秒20.167メートルの地点

50点は、49点から真北225度31分38秒18.761メートルの地点

51点は、50点から真北224度49分48秒1.406メートル

の地点

52点は、51点から真北 224 度02分46秒20 .167メートル

の地点

53点は、52点から真北 222 度24分01秒12 .079メートル

の地点

54点は、53点から真北 133 度24分32秒 1 .732 メートル

の地点

55点は、54点から真北 133 度23分51秒 5 .310 メートル

の地点

56点は、基点から真北89度07分57秒 4 .930 526 メートルの地点

57点は、56点から真北 313 度26分59秒 1 .960 メートルの地点

58点は、57点から真北 228 度05分11秒 8 .499 メートルの地点

59点は、58点から真北 228 度06分14秒 5 .800 メートルの地点

60点は、59点から真北 228 度05分50秒 1 .060 メートルの地点

61点は、60点から真北 228 度06分02秒13 .139メートルの地点

62点は、61点から真北 227 度35分10秒20 .001メートルの地点

63点は、62点から真北 226 度17分57秒13 .602メートルの地点

64点は、63点から真北 225 度31分06秒 6 .339 メートルの地点

65点は、64点から真北 224 度18分57秒17 .809メートルの地点

66点は、65点から真北 149 度36分37秒 3 .185 メートルの地点

(3) 面積

3,311.98平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年10月16日 愛媛県指令港第 367 号

4 しゅん功認可年月日

平成14年5月7日

○愛媛県告示第 955 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

八幡浜市

八幡浜市北浜一丁目1番1号

代表者 市長 高橋英吾

八幡浜市1557番地の1

2 埋立区域

(1) 位置

八幡浜市大字合田1930番6から同1925番1に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線、11点と1点を結ぶ昭和43年7月24日付け愛媛県指令河第723号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+0.94メートルにより決定）により囲まれた区域
基点（佐島灯台）は、北緯33度26分22.246秒、東経132度21分40.400秒の地点

1点は、基点から真北89度07分57秒4.930526メートルの地点

2点は、1点から真北313度26分59秒1.960メートルの地点

3点は、2点から真北228度05分11秒8.499メートルの地点

4点は、3点から真北228度06分14秒5.800メートルの地点

5点は、4点から真北228度05分50秒1.060メートルの地点

6点は、5点から真北228度06分02秒13.139メートルの地点

7点は、6点から真北227度35分10秒20.001メートルの地点

8点は、7点から真北226度17分57秒13.602メートルの地点

9点は、8点から真北225度31分06秒6.339メートルの地点

10点は、9点から真北224度18分57秒17.809メートルの地点

11点は、10点から真北149度36分37秒3.185メートルの地点

(3) 面積

870.82平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年10月16日 愛媛県指令港第 368 号

4 しゅん功認可年月日

平成14年5月7日

○愛媛県告示第 956 号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成14年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 基本測量（世界測地系への移行に伴う基準点改測）

2 作業期間 平成14年5月27日から

平成15年3月31日まで

3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第 957 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡美川村中黒岩2037番から 同村中黒岩1976番まで	旧	メートル 4 5 ~ 49 8	キロメートル 0 428	
			新	16 8 ~ 62 8	0 332	

○愛媛県告示第 958 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局建（開）第 2 号 平成14年 4月 4日	北条市別府1075番地 1 及び1075番地 2	北条市別府287番地 玉 井 晴 美
松局伊土検（開）第 1 号 平成14年 4月 5日	伊予市八倉字一町地421番 8	伊予市八倉421番地の 4 森 野 陽 二
松局伊土検（開）第 2 号 平成14年 4月 5日	伊予郡松前町大字大間字小松323番 4	伊予郡松前町大字大間200番地 栗 坂 信 之
松局建（開）第 3 号 平成14年 4月10日	温泉郡川内町大字北方字川上甲2268番 1、甲2268番 3、甲2268番 4 及び2268番 5	松山市来住町603番地 9 三瓶不動産株式会社 代表取締役 杉 田 篤太郎
松局建（開）第 4 号 平成14年 4月10日	温泉郡川内町大字北方字田中甲3196番地 1	温泉郡川内町大字南方286番地 川内町長 大 西 勉
松局伊土検（開）第 3 号 平成14年 4月12日	伊予郡上野字ヲサ934番 1	松山市居相町322番地 6 大 塚 文 夫 大 塚 眞 知 子
松局伊土検（開）第 4 号 平成14年 4月18日	伊予郡松前町大字徳丸字松ノ西1235番 2	伊予郡松前町大字徳丸1250番地 2 弓 立 正 一

○愛媛県告示第 959 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
川之江市金生町山田井字大平木1081番 1
- 申請人の住所氏名
川之江市上分町 550 番地 1
毛利不動産有限会社
代表取締役 毛利 泰夫
- 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成14年 5月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 入札に付する事項
 - 件名
スクールバスの購入
 - 購入物品名及び数量
スクールバス 3台
 - 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - 納入期限

- 平成14年 9月25日
- (5) 納入場所
愛媛県立第三養護学校、愛媛県立今治養護学校及び愛媛県立宇和養護学校
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「自動車・舟艇類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部総務管理課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)941 2111 内線 2310
- (2) 入札書の受領期限
平成14年 6月17日(月)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

- 平成14年 6月17日(月)午後2時
愛媛県総務部総務管理課会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : School Bus ,3sets
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m.,17 June 2002
- (3) For further information ,please contact: Supplies Procurement Section ,General Administration Division ,General Affairs Department ,Ehime Prefectural Government ,4 4 2 Ichibancho , Matsuyama ,Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2310

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第10号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年 国家公安委員会規則第4号)第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年 5月 7日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機の種類	遊技機の区分	型式の名称	製造業者名	申 請 者		検定番号	検定の有効期間
				氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
ぱちんこ遊技機	第1種	CR NINJA	マルホン工業株式会社	マルホン工業株式会社(岸 勇夫)	愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	6052	愛媛県公安委員会告示の日から3年間
	第3種	CRダイナマイトキューティール	株式会社ニューギン	株式会社ニューギン(新井 悠司)	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	6053	

第1種	フィーバーパチリーグDX	株式会社三共	株 式 会 社 三 共 (毒 島 秀 行)	群馬県桐生市境野町六丁目46 0番地	6055
	CRフィーバーバイキングSX	"	"	"	6056
	CR野生の王国L	株式会社ニューギン	株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン (新 井 悠 司)	愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目56番地	6057
	CR NINJA雅	マルホン工業株式会社	マ ル ホ ン 工 業 株 式 会 社 (岸 勇 夫)	愛知県春日井市桃山町一丁目 127番地	6062
	NINJA百花繚乱	"	"	"	6063
	CROH!SAMURAI	株式会社サンセイ アールアンドデイ	株 式 会 社 サ ン セ イ ア ー ル ア ン ド デ イ (杉 島 紀 志 男)	愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目11番13号	6064
	CR・ほっかほか銭湯K	株式会社平和	株 式 会 社 平 和 (中 島 潤)	群馬県桐生市広沢町二丁目30 14番地の8	6065
	ほっかほか銭湯V	"	"	"	6066
	CR・ほっかほか銭湯J	"	"	"	6067
	CR野生の王国M	株式会社ニューギン	株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン (新 井 悠 司)	愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目56番地	6068
回胴式遊技機	回胴式 トロピコー30	日本回胴式遊技機 工業株式会社	日 本 回 胴 式 遊 技 機 工 業 株 式 会 社 (吉 田 秀 一)	東京都千代田区内神田一丁目 5番4号	6054
	" ブルースカイ	株式会社オーイズ ミ	株 式 会 社 オ ー イ ズ ミ (大 泉 政 治)	神奈川県伊勢原市鈴川7番地	6058
	" ミリオンゴッド	株式会社ミズホ	株 式 会 社 ミ ズ ホ (安 藤 壽 雄)	東京都江東区有明三丁目1番 地25	6059
	" フジコ2	株式会社オリンピ ア	株 式 会 社 オ リ ン ピ ア (石 原 昌 幸)	東京都台東区東上野二丁目11 番7号	6060
	" ハナデンセツ-30	"	"	"	6061
	" スペースバニー	"	"	"	6069
	" ザクザクセンリョウバ コ	山佐株式会社	山 佐 株 式 会 社 (佐 野 慎 一)	岡山県新見市高尾362番地の 1	6070
	" リノV	"	"	"	6071
	" デストロイヤーXX	"	"	"	6072
	" ネオプラネット	"	"	"	6073

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年5月7日

愛媛県立中央病院長 藤 井 靖 久

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所	落札金額又は随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日	随意契約にした理由
愛媛県立中央病院清掃業務一式	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成14年3月28日	株式会社サンアメ テイ愛媛支社 愛媛県松山市土居田 町783番地4	54,600,000円	一般競争入札	平成14年2月15日	
重油(JIS K2205 1種2号) 約700,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成14年3月28日	松山興産株式会社 愛媛県伊予郡松前町 大字北黒田567番地 7	24,6225円	一般競争入札	平成14年2月15日	
愛媛県立中央病院感染性廃棄物処理業務 約3,400,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成14年3月28日	株式会社西村商事 愛媛県松山市三番町 一丁目11番地3 松山容器株式会社 愛媛県松山市南吉田 町2145番地1	16.8円	随意契約	平成14年2月15日	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定による。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年5月7日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局长 永野英詞

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

新居浜市萩生字本郷 838 番 2

宅地

1,125.83平方メートル

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 941 2111 内線 3537

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

平成14年5月23日（木）午後1時

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成14年5月30日（木）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院救命救急センター2階大研修室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年4月24日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年5月7日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（五十崎内子拡幅・愛媛県喜多郡五十崎町大字古田地内）並びにこれに伴う町道及び一般河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m^2)	実 測 (m^2)	収用しようとする 土地の実測(m^2)				
愛媛県喜多郡 五十崎町大字 古田	甲1778番1	田	田	510	510.40	509.61	持分2分の1 大阪府堺市桃山台1丁3番6-306号 柴田 文三 持分2分の1 千葉県八街市八街197番地17 柴田 正人			

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年4月24日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年5月7日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事（五十崎内子拡幅・愛媛県喜多郡五十崎町大字古田内）並びにこれに伴う町道及び一般河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m^2)	実 測 (m^2)	収用しようとする 土地の実測(m^2)				
愛媛県喜多郡 五十崎町大字 古田	乙583番14	山林	山林	145	153.59	153.59	愛媛県喜多郡内子町内子755番地 共有持分3分の1 森松 定信 愛媛県喜多郡内子町大瀬中央4457番地 共有持分3分の1 徳森 伊佐男 愛媛県喜多郡内子町大瀬中央4596番地 共有持分3分の1 黒田 友一			

